

第3回定例委員会会議録

教 育 長) 開会宣言

教 育 長) 会議成立の宣言

教 育 長) 会議録署名委員の指名（河盛委員）

教 育 長) ここでお諮りいたします。

第3号議案「学校法人の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び報告第1号「令和6年度教育委員会関係補正予算について」は市議会提出議案のため、非公開で行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めそのように決定いたします。

あわせて、審議の順番ですが、傍聴者は退席することになりますので、本定例会の後半に審議を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めそのように決定いたします。

教 育 長) それでは、審議に入ります。

はじめに、日程第1、第4号議案「令和6年度芦屋市要支援児童等教育支援委員会委員の委嘱又は任命について」を議題とします。

提案説明を求めます。

保健安全・特別支援教育課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

三 宅 委 員) これは、保護者の方は入っていないですけど、それは入ら

ないことになっている、規則、規約でそうになっているのか、それは何か理由があるのでしょうか。学校関係のものは、保護者の方が入っていらっしゃるものが多いですが、ここの部分には保護者の方がいらっしゃらないので、何か理由でもあるのかと思いました。

保健安全・特別支援教育課長) どちらかというと、皆さん、子どもに関しての専門的などころでありますし、中身につきまして、一般の保護者の方が一緒に審査するものではないと考え、専門的な部分での審議になるかなと思っておりますので、入っていない形で行っております。

三宅委員) 保護者の方が持っている専門性ということは別ということでしょうか。保護者の方のお話が聞けるようなものは、これとはまた別でありますか。

保健安全・特別支援教育課長) 実際は、今回の委嘱を受けている委員の方であったり、教育委員会のメンバーが、実際、これに関する保護者の方からいろいろ御相談を受けたことは、報告するような形です。

三宅委員) ここに上がってくるような形ですか。

保健安全・特別支援教育課長) はい。

三宅委員) 分かりました。

極楽地委員) こちらの委員会は、それぞれのお子さんのことについて議論されるという認識でよろしいでしょうか。

保健安全・特別支援教育課長) そうでございます。

極楽地委員) 専門性の高い委員会ということですね

保健安全・特別支援教育課長) そうですね。あと、個人的な情報がすごく多い部分もありますし、その子の幼稚園から小学校に上がる進路を決める大事なところがございますので、そういったところでより慎重に、丁

寧に見ていく必要があると思っております。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおりと決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

〈第4号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 次に、日程第2、専決報告第12号「芦屋市社会教育委員の委嘱について」を議題とします。

提案説明を求めます。

社会教育推進課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

極 楽 地 委 員) 質問ではなくてお願いですが、今年度から社会教育の組織が一部、市長部局に移管ということで、社会教育委員さんへの御説明は、昨年度からいろいろお話が上がってきたと思うのですが、今年度より移管された内容については、しっかりと社会教育委員様にお伝えをお願いしたいと思います。

今年度は、社会教育庁内連絡調整会議なども開かれると聞いていますので、その辺りのフィードバックをしっかりとお願いできればと思います。よろしくお願いたします。

社会教育推進課長) 20日に社会教育委員の会議がございまして、冒頭、職員との挨拶の前に移管等の説明をさせていただきましたが、今後も引き続き、移管後、どうなっているのかという状況を社会教育

委員の方に報告するように努めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認されました。

〈専決報告第12号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 続いて、専決報告第13号「芦屋市放課後子どもプラン運営委員の委嘱について」を議題とします。

提案説明を求めます。

社会教育推進課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

極 楽 地 委 員) ほかの委員会も含めてそうですが、芦屋市PTA協議会さんは例年5月2、3週に総会を開催されて、その時に会長・副会長さんが代わられると思います。専決でいつも事務手続きなど進めていただき、ありがとうございます。

任期の2年間は、できれば同じ方にさせていただくことも、お話は毎年しているのですが、なかなか保護者の方の代表でいらっしゃるようですので、交代されることがどうしても必要になってきますので、なかなか難しいと思いますけど、よろしくお願ひします。

できるだけ任期中は、続けていただけるほうが、より協議自

体もよいものができると思います。それも申し送りで伝えていただいているかと思いますが、よろしく願いいたします。

社会教育推進課長) 引き続き、P T A連絡協議会様とはこういったことの、委員の任期も含めて、頻繁にお話の場を設けられるように心がけていきたいと思っておりますので、今後はそのように対応させていただきます。

教 育 長) 一点、私がここの委員をしていたときの流れでいきますと、今、学校運営協議会が本格実施をされて、学校を中心としながら地域の方がお集まりいただいているわけです。結構、この委員の方も、どこか校区で入っていらっしゃるケースなどもあつてですけど。

学校運営協議会がだんだんと全国的に努力義務とはいえ、それぞれ全国で取組を進めている中で、この放課後子どもプランの運営委員会から、一度、どういう取組で進めようとされているのか、どんな方向性なのかを聞かせてほしいということで、今の学校運営協議会は今後、こんなふうに進んでいきますということは、いらっしゃった委員さんにはお話をさせていただきました。

学校を拠点とした分と地域を拠点とした分で、こっちが、地域学校協働本部があります。社会教育推進課、前でしたら生涯学習課で、ボランティアのコーディネートをされていたかと思いますが、ボランティアリーダーを集めておられたりしていたと思いますが、地域学校協働本部と学校運営協議会のつなぎ目になるのが、全国まちまちですが、コーディネーターを配置していったりするケースが増えてきているんです。

これをつけるかというところでしていたのが、ちょうどこのつなぎ役というかハブになっていらしたのが、この委員の方々だったんです。会議体自体がそのつなぎ役をされていて。

そういう意味では、学校運営協議会と地域学校協働本部とのつなぎ役となる組織体だったんですけど、今後、学校運営協議会が活性化されていくと、少しつなぎ役に対しての要望というか、引き継がれ方は結構大事になってくるのかなということが、今回、近畿と全国の教育長会議で、いろいろ地域のこれからの検証として、課題として出されていた部分なので、いろんなかたのお力を借りたらどうかと思っています。

社会教育推進課長) 教育長がおっしゃるとおり、社会教育と学校教育の連携を求められている事業だと、学校運営協議会とっておりますので、学校の先生方との連携をもって、学校を核とした地域づくりに少しでも貢献できるように努力いたします。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。
無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。
これより採決いたします。
本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認されました。

〈専決報告第13号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) ただいまから非公開で審議いたします。

〈非公開審議〉

教 育 長) 次に、日程第1、第3号議案「学校法人の助成に関する条

例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提案説明を求めます。

管理課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教育長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

河盛委員) まず1つ目は、私立学校法が改正したことに対応しているだけで、内容としては変わらないということよろしいでしょうか。

管理課長) 内容としては、全く変わりません。

河盛委員) 今、幼稚園に対して補助されているということですが、具体的には、全ての私立幼稚園に対して補助されているのですか。

管理課長) 過去におきましては、市内に私立幼稚園が4園ございました。4園に対してそれぞれ助成を行ってございましたが、新制度が導入されました。それに伴いまして、3園については、いわゆる特定教育・保育施設で、施設型給付という位置づけになりました。それ以降につきましては、芦屋みどり幼稚園のみが旧来の幼稚園で継続されてますので、現在は芦屋みどり幼稚園のみ対象としているところでございます。

河盛委員) これは、人数、定員で幾らとか、そういう感じでされているのですか。

管理課長) 平成15年に改正がございまして、15年以前は基本のベースの金額と園児数に応じた負担をしてございましたが、15年度以降は一律60万円でございます。

河盛委員) ほかの幼稚園は、別の補助があるのですか。

管理課長) 基本的には施設型給付ですので、必要な経費については国・県・市から給付されるということでございます。

極楽地委員) 私立学校法ですが、今は幼稚園だけが芦屋は対象と聞きましたが、大学などは、また関係ない法律になるのでしょうか。

管理課長) 考え方としましては、補助することは可能ですが、従来からの方針におきましては、予算の範囲内という縛りもございますし、私立の幼稚園について、特に振興を図っていく必要性もございましたので、幼稚園に絞って助成しているところでございます。

極楽地委員) 甲南高校なども、同じような理由から対象となっていない。

管理課長) そうですね、対象とはしてございません。

極楽地委員) 分かりました。ありがとうございます。

教育長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおりと決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

〈第3号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教育長) 次に、日程第3、報告第1号「令和6年度教育委員会関係補正予算について」を議題とします。

提案説明を求めます。

管理課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教育長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

河盛委員) 打出教育文化センターの命名権、JCRファーマさんですが、命名権といっても、これは実質問題、完全に寄附ですね、

大変、ありがたいことだと思います。

教 育 長) さらに、J C R ファーマという名前は出さなくてもいいとおっしゃっているのです。本当の地域のためにということで、聞いて感動しました。

森 川 委 員) 今の打文さんの件ですが、基金へ積み立てるとなっていますが、基金は貯金のようなものと理解してはいますが、打文さんがよくなるために、そのために使いにくくなるような、一旦基金に入ってしまうと、そういうふうにも思うのですが。そういった御趣旨で、パートナーさんも寄附されているようなところもあるのではないかという気もしていて、その辺りどうなのかと思っているのですが、御見解をお聞かせいただけたらと思います。

管 理 課 長) 一旦、市の仕組みといたしましては、御寄附をいただいたものについては、いずれかの基金に積立てをさせていただきます。実際に支出する際には、御寄附をいただいた趣旨であったり、その辺を考慮した支出になろうかと思います。

 特に、今回の打文の御寄附につきましては、打出教育文化センターを含めた研修であったり、ソフトの面にできれば使っていただきたいという御意向をお聞きしてございますので、そういったものを中心に有効に活用していきたいと思えます。

森 川 委 員) コミュニティ助成事業の件です。先ほどの御説明で、一旦市がコミスクさんに払って、宝くじの自治総合センターから後で受け取るスキームになっているということですが、そういうスキームになっている理由は、どういったものでしょうか。

社会教育推進課長) 恐らく、一般財団法人の自治総合センターですが、こちらが

直接やっているのではなくて、兵庫県総務部市町振興課が相手方との窓口になっていると思います。ですので、実質的には県と市のやり取りという形になっているので、恐らく、一旦県から頂いて、備品を購入しましたら、それを県に報告して、県から市に入る、実際的にやり取りはそういう形になっておりますので、直接、コミスクと一般財団法人自治総合センターのやり取りではないということで、多分、そうなっているのだろうなと想像しております。

教 育 長) 関連して、コミュニティ・スクールは9つあります。三条さんだけが、例えば夏の集いなどをしていなくて、ほかのものも、多分されているところがあると思いますけど、これは順番か優先順位か、何かあるんですね。三条さんだけが言われているわけではなくて。

社会教育推進課長) たしか昨年度、三条コミスクと潮見コミスクがこの助成制度を利用しようとして、潮見コミスクさんが申請期日までに間に合わないということで、三条コミスクさんだけが申請した形になっておりますので、多分、今年度、潮見コミスクさんが出るのではないかという思いはあります。

優先順位等については、コミスクでつけていただいているのではないかと考えられます。

管 理 課 長) 令和2年度に私が生涯学習課におりましたので、補足をさせていただきます。

令和2年度以前も、随分前にはこういう助成を頂いた実績がございましたが、令和2年度から毎年のように頂ける状況が続いております。非常にありがたい話ですので、コミスクさん、

協議会の中で、来年はどこが手を挙げましょうかという調整を
していただいております。

基本的に、夏祭りのステージであったり、そういったものに
活用されているとは聞いてございます。

三宅委員) そうしたら、全部のコミスクにお金が均等に渡るとい
うことですか。

管理課長) 毎年、1つのコミスクに、ずっとしばらく続いているとい
うことです。

三宅委員) では、お金をもらったものは、そこの1つのコミスクだけ。

管理課長) そうですね。そこで必要な備品を買うということで整理を
してございます。

三宅委員) 分かりました。

社会教育推進課長) 過去の実績を申し上げます。平成28年度は精道コミスク
です。令和2年度は打出浜コミスク、令和3年度は山手コミス
ク、令和4年度は岩園コミスク、令和5年度は朝日が丘コミス
ク、令和6年度は三条コミスクとなります。

三宅委員) 分かりました。

極楽地委員) 2番、いじめ問題対策審議会の補正予算ですが、去年もそ
うだったんですが、予算審議に出す過程がすごく大変だなと思
ってしまっていて、これは何件あると見通しながら予算取りする
と思うのですが、それは普通の一般予算的のところ、多めに取
っておくことは、他市含めて難しいのでしょうか。

いじめ対応をしながら、かつ予算を取るやり取りだったり、
市長部局とのやり取りだったり、この状況では、職員の皆様が
現場に注力できなかったり、疲弊をしてしまうと思います。も

うちちょっといい方法がないものかとずっと思っていて、ほかの他市の事例も含めて、教えていただけたらと思います。

学校支援課長) 本当におっしゃるとおり、こちらもそれがあればというところもあるのですが、これまでの協議の中で言えば、この案件について見通しを立てた上で、今回の要求をさせてもらっている分では難しいのかなという理解はしているところです。

要は結局、起こるだろうという想定が、どういう見通しを立てられるかもございますし、そのところで、本当にありがたい御提案ではあるんですが、なかなか協議する中では難しい部分はあります。

また、他市町もそういった状況、同じようなことで悩んでいると思いますので、確認を継続的に、年度も越えましたので、状況も変わっていますし、その部分ではさせていただきたく思っております。

極楽地委員) ここ1、2年、積極的にいじめを認知する中で、今はまだ難しいと思いますが、2年、3年、実績がたまり見立てがたてられるようになると、いじめに関する予算が一般予算化できたらいいなと。多めに取って、次年度でまた予算と決算でうまく対応できればいいなと思いますので、その辺は情報共有しながら、みんなが一番いい方向に進めばいいなと思っていますので、よろしくをお願いします。

学校支援課長) 本当にありがたい御意見なので、頂いたお言葉をまた生かしていきたいと思えます。

学校支援課主査) 委員におっしゃっていただいたとおり、補正予算で計上するとなったときには、なぜ、当初予算に計上していなかったの

か、必ず説明が必要になります。

今回、補正予算を組ませていただくに当たりまして、財政の担当といろいろやり取りをさせていただいていまして、今、おっしゃっていただいたような実績が何年か積み重なってくることによって、起こり得そうな件数で、一定、当初予算で積ませてほしいという形も中では協議しておりますので、また、そういう形で引き続き、進めていきたいと考えております。

極楽地委員) ありがとうございます。

教育長) なかなか読みにくいところがあったり、時期も、今回でしたら2月、3月ぐらいに発生したり、予算が一旦決まってからの部分もあって、なかなか難しいところがあります。

極楽地委員) 教育委員としても、文科省や、県の教育委員の協議会や研修に参加するときもありますので、教育委員の方面からも、そういった予算取りなどについて、何とか一緒に頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

教育長) 最近、報告の様式も1号2号が、両方混在したところで文科省への報告書類に丸をするようにもなっていますし、1号始まりで2号になるケースもあると思います。何号というよりは、とにかく苦しい思いをしている子が少しでも早くというところを強調できたらいいと思っておりますし、私たちは、年度の変わり目、3月末まで欠席だった子が4月から来られているか、あるいはその経過をしっかりと見ていますというところを、しっかりお伝えしていきたいところです。

それは、子どもの心に寄り添うことを大事にしていきたい。だから、積極的に認知して、積極的に助けようとしているんだ

ということで、声を上げやすい環境を大事にしているということでもあります。件数が何件とか何号がどうという以前に、子どもを大事にということでお答えできたらと。

極楽地委員) 今の教育長のお話を聞いて、未然に防ぐところで、今年度からいろいろな施策も始まっていますので、ポジティブなところもプラスしながら、重大事案にしないまでに対応をしっかりとしていきますところを、それも発信していかないといけないなと思います。

教育長) そうですね。答弁の中でしっかりやっていくという安心を与えたいところです。

学校教育担当部長) 以前、生徒指導の担当もやっていたときに、いじめの方針を決めようと国から言われて決めて、重大事態になったとき、どうするかというときに財政とも協議をしたことがあるのですが、基本的に、そもそも重大事態が起こらないように、まずは取り組まないといけないところは昔から言われているところです。

ただ今後、未然防止、早期対応できるようにという取組は、今年度新たにやっていっているところではあります。なかなか教育委員会と学校で、すぐに教育委員会が入ってまとめていく作業も、今年度、新たに随時、担当課長を中心にやっていっているところですので、そこは今後、重大事態が新規に起こらないようにと、今まで言っているところであります。

校内でも、その辺の調整ができる人間を育てようというところでは、教育相談コーディネーターの研修であったりは、行っているところではあります。実際に、二度とそういう重大事態が起こらないようにということがまずは第一目標かなと

は思いますので。よろしくお願いします。

打出教育文化センター所長) 今の参事の話は、当然、大事な話かなと思う一方で、重大事態として扱ったケースの増減で取組を判断されると、本末転倒かなと思っています。

昨年度やっていく中で、ガイドラインに基づいた迅速な対応となったときは、重大事態を疑われるという段階で、重大事態として、その疑いがあると報告を上げていく。それを素早くやるようにという形で、県からも指導を受けているところがあります。

もちろん、参事がおっしゃったように、そのような事態に陥らないようにということは、学校と教育委員会とで力を合わせていきたいと思っはいるのですが、このガイドラインに基づいて、引っかかってくる可能性があるときには、判断を迷わずに重大事態として調査をスタートするという姿勢も、一方で大事にしていかなければいけないと感じているところです。

極楽地委員) 今の市教委もそうですし、地域もそうです、学校もそうですし、いじめに対して、去年の重大事案の件があつてから、すごく意識が高くなっているのは感じてはいます。

その中でも、保護者の方が、いじめに対しての思いだったり、知識だったり、本質が分からない場合でも、分かっていること一部で、主観も含めて対応や話しを進めてしまっていることもあるので、学校、行政と子どもたち、先生だけではなく、地域の保護者の正しい理解がすごく大事だなと、総合教育会議でもお伝えしましたが、それは感じてはいます。

本来だったら、学校か先生方か保護者会などで、全体で発信

をいただければいいのですが、なかなか保護者会にも参加されない方もいたりしますので。ただ、それを地道に丁寧に伝えるしかないなと思っているので、機会があるごとに発信と対話をするということを大切にしたいと思います。

情報をタイムリーに発信すること、何かしらの方法が必要かなと思いつながら、なかなか難しいですけど。公正に誠実に伝えていければと思います。よろしくお願いします。

教 育 長) そういう意味では、弁護士が入った事業と言いながら、法的な視点でありながらも、結構、子どもたちが、和解と言ったら変ですが、そういった方向で話す。いわゆる教員でない人がいじめについて、こういうこともいじめに当たるよと授業していただくか、参観日で行うことも一案ですといったようなことは周知していますね。

極 楽 地 委 員) プラス、学校運営協議会の委員さんや地域の組織の方から問合せを頂くのですが、不登校イコールいじめと認識されていたり、芦屋の教育がどういう方針でこれから進もうとしているのかだったり、どういうことをしているかなど、正しい情報や具体がうまく伝わっていない方もいらっしゃいます。発信力が高い皆さんだと思うので、学校運営協議会などでどんどん発信いただくのも、一気に広がる一つの方法かなと思います。

学校運営協議会の進め方をしっかりとなさると、市民全体に広まるスピードは速いと思うので、よろしくお願いいたします。

教 育 長) 皆さんが受け身にならず、当事者意識でということですから。

打出教育文化センター所長) 先ほど、教育長に言っていただいた弁護士事業のことです

が、ちょっと慎重にしないといけない部分が1点ありまして、先日、担当とオンラインで打合せをさせていただきました。その際に、保護者参観と兼ねた形でやることも検討しているというお話をしたところ、担当の方は、それは構わないが、短時間で、オンラインで子どもに向けて話をしている中で、そのやり取りや協議した内容を、保護者がちょっと違った形で受け取られることを、これまで経験をしているとのことでした。

ほとんどの方が、関東のほうに在住されている弁護士さんが、今回、授業をしてくださる形になるので、対応としては、全部オンラインでやる予定です。

そうなったときに、その子どもの顔は画面で見ながら、感覚は分かるのですが、保護者がどのような受け止め方をしているかまではつかみ切れないので、対面でやっていたら、さりげなくそのフォローも入れられるが、それは難しいかもしれない。だから、それは慎重に判断してくれと言われていています。参観と絶対に抱き合わせにするなどは言われていないですけど。

教 育 長) 慎重にということですね。

打出教育文化センター所長) 今年に関しては慎重な形で進めていって、次年度以降、また検討し直すこともあってもいいかと思っています。

教 育 長) 一度、指導主事などが一緒にそこを見させていただいてもいいかもしれないですね、そういう意味では。

打出教育文化センター所長) そうですね。ここは打文が中心になって進めていこうと思うのですが、時間がうまく合えば、できるだけたくさんの人にを見ていただいといるところはやっていきたいなと思っています。

教 育 長) 保護者さんにちょっと違った伝わり方をした御経験をお持ちなら、その事実があるのだったら、そこは慎重に取り組んだほうがいいのかと思います。

打出教育文化センター所長) はい。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

それでは、報告第1号「令和6年度教育委員会関係補正予算について」の報告を受けたものといたします。

教 育 長) 非公開での審議は終了いたしましたので、これより公開いたします。

〈非公開審議 終了〉

教 育 長) 閉会宣言